

經濟論叢

第十二卷 第三號

- ルール炭鉱労働力の存在形態……………大野英二 1
- イギリス最低賃金制發展過程の一考察(一)
……………前川嘉一 28
- 社会政策と社会保障……………與田 枉 50
- 十九世紀におけるアメリカ労働日思想
についての一考察……………小林英夫 63
-

昭和三十三年九月

京都大學經濟學會

ルール炭鉱労働力の存在形態

大野 英 二

まえおき

帝制ドイツの労働運動史上、炭鉱労働運動は、基本原料生産部門における運動であるがゆえに重要な意義をもつにいたっただけではなく、その規模ならびに形態の面においてもまことに注目に値するものがあつた。とりわけ一八八九年および一九〇五年の二大炭鉱ストライキは、前者がビスマルク失脚との関連において¹⁾、後者が大衆ストライキ問題をめぐる社会民主党内部の抗争との関連において、それぞれ帝制ドイツの政治過程にすくなからぬ問題をなげかけているだけに、従来しばしば考察の対象とされてきたところである。最近にもこの炭鉱労働運動に関して一連の労作が発表され、その経過は一段と明確にされているが、なお炭鉱労働力の存在形態にちいっただ分析をすすめる必要があるように思われる。旧型の坑夫層の分解と新型の坑夫層の形成にもなつて進展した炭鉱労働運動において掲げられた諸々の要求項目を検討してみるならば、世紀の交の独占段階においてもなおそれがすぐれて前期的窮状と近代的窮状との二層の窮状に対する闘争であり、そうした労働関係の編成替を日程にのせていたことを明示している。こうした炭鉱労働運動の形態を規定する炭鉱労働力の存在形態を分析するためには、なによりもま

す問題を炭鉱業の生産機構の分析にまでほりさげる必要があり、ひいてはドイツ資本主義の再生産構造との連繫をもつきつめて把握する必要が生じてくる。小論においてこのような課題を解決するための一つの手がかりをえてみたいと思う。さしあたって、考察の対象を炭鉱労働運動の基軸をなしたルール炭鉱労働力の存在形態の分析に限定して置く。

- (1) 江口朴郎「ビスマルクと帝国主義」②「歴史学研究第一四四号、林健太郎「ビスマルクの失脚をめぐる諸問題」史学雑誌第六七号第二号参照。
- (2) Vgl. Carl Schorske, *German Social Democracy 1905-1917*, 1955, p. 28 ff.
- (3) Max Koch, *Die Bergarbeiterbewegung im Ruhrgebiet zur Zeit Wilhelms II. (1889-1914)*, 1954; Dieter Fricke, *Der Ruhrbergarbeiterstreik von 1905, 1905; Karl Oermann, Der Ruhrarbeiterstreik 1899, Bemerkungen zu einem unbekanntem Aufsatz von Friedrich Engels, Zeitschrift für Geschichtswissenschaft, IV Jahrgang 1956 Heft 2.*
- (4) この点において、小論はドイツ金融資本の構造的特質を把握しようとした旧稿と関連する。大野英二『ドイツ金融資本成立史論』序言頁二参照。

一 ルール炭鉱業の発展段階と生産機構

ドイツ炭鉱業の生産高は第一次世界大戦前にはほぼイギリス炭鉱業のそれと比肩しうる水準に到達したが(第1表参照)、その発展の基軸をなしたルール炭鉱業も(第2表参照)、一八四〇年代には漸く産業革命の端緒にいたばかりであった。一八四六年に旅行記『ラインの工業』(Industry of the Rhine)を公刊したバンフィールド(T. C. Banfield)は、すでに産業革命を経過して高度に社会的分業の発達したイギリスと対比して特異に映った当時のラ

第1表 石炭生産高の国際比較

年次	ドイツ	イギリス	フランス	アメリカ
1850	7	49	4	6
1860	17	80	8	13
1870	34	110	13	30
1880	59	147	19	64
1890	89	182	26	141
1900	150	225	33	241
1910	222	264	39	448
1913	277	287	41	509

* 単位=100万トン

第2表 プロイセン石炭生産高の分布

年次	Ruhr	Oberschlesien	Saar
1860	46.6%	24.7%	19.5%
1880	53.0	23.8	12.6
1890	55.2	26.2	9.4
1900	59.9	24.4	9.3
1905	57.9	23.9	9.5

インの状態について次のように述べている。「小
 熔鉱炉の農民的所有者は、同時に鉱山共有組合の
 持分主であり、また森林地の共有者であつて、そ
 の木炭は鉱石の製錬のために使用される。彼らは
 その時間と労力を鉱山・製錬所・森林および耕地
 の間に配分しているため、間断なく仕事をしてい
 る。そのさい、彼らは十分緻密に計算しているの
 であるが、しかしながら、最も重要な計算、つま
 りどのような利益が分業によつて達成されるか
 という計算をしていない」と。ルール炭鉱業の最

古の地帯たるルール流域においても、まさしくそうした様相を呈していたのであり、農業と工鉱業とは未分離のま
 まに結合し、数人乃至二〇人の坑夫による露天掘や横坑掘の採炭が支配的であつた。しかしながら、一八三〇年代
 末葉以降、石炭を覆う泥灰岩層を堅坑により地表から開鑿する新しい機械技術に成功して、デュイスブルクからド
 ルトムントにいたるエムンヘル地帯の最優良の炭層の開鑿が可能となり、ルール炭鉱業は新しい発展段階に入つた。
 一八四一年にポフームの炭鉱プレジデント(President)に実現されて以来、新しく登場してきた揚水堅坑(Triebau)
 は、ルール炭鉱業の産業革命の起点をなしたのである。こうした深部炭層を開発する揚水堅坑への移行は、もとよ
 り蒸気力を援用する機械排水をまつて始めて可能となつたのであるが、一面では、堅坑建設資材等を供給する鉄工

業や捲上機・綱車台・換気装置等を供給する機械工業の一応の發展を前提としており、同時に他面では、鉄道網の建設や蒸気機関の普及にともない石炭に対する国内市場が拡大されたことを前提としている。

一八五〇年代ならびに六〇年代は、ルール炭鉱業のこうした移行のさなかにあたり、エムンヘル地帯における深部炭層の大規模開採の進展にともない、鉱山業に対するプロイセン官僚Ⅱ絶対主義的規制は桎梏となった。まず、一八五一年五月二二日の法律 (Das Gesetz von 12. Mai 1851 über die Verhältnisse der Miteigentümer eines Bergwerks usw.) により監督原則は大幅に解除された。従来、鉱山監督局は、経営の指導・会計の検査・収益の分配・出資金の払込・価格の決定・坑夫の雇傭や解雇・標準賃銀や労働時間の規制にいたるまで、監督原則により鉱山共有組合に対してたちいった干渉を加えていたのであるが、右の共有者法により経営者に広汎な自主性が容認されるにいたった。そのさう、徐々に形成されていた炭鉱労働力の二つの範疇の存在が法的に確認された。つまり『束縛された』労働者と『自由な』労働者とがそれである。前者は坑夫共済組合員であつて、鉱山監督局により雇傭・解雇や標準賃銀等の規制をうける特権的な旧型の坑夫層であつた。後者は非組合員であつて、鉱山経営者と自由な契約関係にたち、その数は五〇年代に急速に増加した。ついで、一八六〇年五月二二日の法律 (Das Gesetz von 21. Mai 1860, die Aufsicht der Bergbehörde über den Bergbau und das Verhältnis der Berg- und Hüttenarbeiter betreffend) は、標準賃銀を除去し、自由な労働契約を導入しており、これは特権的な旧型の坑夫層の分解の進展を反映している。さうして、一八六五年六月二四日のプロイセン一般鉱業法 (Das allgemeine Berggesetz für die Preussischen Staaten von 24. Juni 1865) により、プロイセン官僚Ⅱ絶対主義的規制の総括的廃棄が実現し、炭鉱業における資本主義的大企業の發展に対して自由な道が開かれたのである。

第3表 ルール炭鉱業の発展（ドルトムント鉱山監督局区）

年次	A 炭坑数	B 生産高	$\frac{B}{A}$	C 坑夫数	$\frac{C}{A}$	$\frac{B}{C}$
1792	154	176 676 トン	1 147 トン	1 357 人	9 人	130 トン
1800	158	230 558	1 459	1 546	10	140
1810	177	368 679	2 083	3 117	18	118
1820	161	425 364	2 642	3 556	22	119
1830	172	571 434	3 322	4 457	26	128
1840	221	990 352	4 481	8 945	40	110
1850	198	1 665 662	8 412	12 741	64	132
1860	281	4 365 834	15 537	29 220	104	148
1870	220	11 812 528	53 693	51 391	234	231
1880	202	22 495 204	111 362	80 152	397	280
1885	193	28 970 323	150 105	101 829	528	285
1886	184	28 497 317	154 877	99 787	542	286
1887	176	30 150 238	171 308	99 534	566	303
1888	172	33 223 614	193 161	105 428	613	315
1889	167	33 855 110	202 725	115 489	692	293
1890	177	35 469 290	200 391	127 794	722	277
1891	175	37 402 494	213 729	138 739	793	269
1892	176	36 853 502	209 395	142 247	808	259
1893	166	38 613 146	232 609	146 440	882	263
1894	161	40 613 073	252 255	152 650	948	266
1895	159	41 145 744	258 778	154 702	973	265
1896	162	44 893 304	277 119	161 870	999	277
1897	168	48 423 987	288 238	176 102	1 048	274
1898	170	51 001 551	300 009	191 847	1 129	265
1899	166	54 641 120	329 163	205 106	1 236	266
1900	167	59 618 900	356 401	226 902	1 359	262
1901	168	58 447 657	347 903	243 926	1 452	239
1902	165	58 038 594	351 749	243 963	1 479	237
1903	163	64 689 594	376 869	255 992	1 571	252
1904	160	67 533 681	422 086	270 259	1 689	249
1905	172	65 373 531	380 079	267 798	1 557	244
1906	175	76 811 054	438 920	278 719	1 593	276
1907	161	80 182 647	498 029	303 089	1 883	268
1908	160	82 664 647	516 654	334 733	2 092	247
1909	159	82 803 676	520 778	340 567	2 142	243
1910	165	86 864 594	526 452	345 136	2 092	252
1911	164	91 329 140	556 885	352 555	2 150	259
1912	166	100 264 830	604 005	393 879	2 373	255
1913	167	110 811 590	663 542	394 569	2 363	281

第3表の示すように、

炭坑数は一八六〇年に頂点に達しそれ以後漸減傾向を示すのに対比して、炭坑当り生産高（B/A）ならびに坑夫数（C/A）は漸増傾向を示しており、生産の集積の躍進を物語っている。労働生産性（B/C）については、一八八八年に頂点に達しそれ以後停滞傾向を示すかにみえるが、それは未熟練労働の充用の増大や採炭の自然的条件の悪化にもとづく

よりも、むしろ坑夫数のうちで坑内夫が漸減し（一八八八―八九年の六一・六四・五%から一九〇三―〇四年の四九・五〇%へ減少¹³⁾）、コークス製造等に従事する坑外夫が漸増したためである。さて、一面では、こうした生産の集積を基盤として、他面では、一八七三年の恐慌を起点とする『大不況』のさなかに進展した国内市場の再編成とあいまって、ルール炭鉱業は資本集積・集中から独占形成への段階に移行した。周知のように、炭鉱業の資本集中過程と鉄鋼業の資本集中過程との交錯から、炭坑が製鉄所を把握する炭坑製鉄所や、製鉄所が炭坑を把握する製鉄所炭坑が形成され、そうした大混合企業を基軸とする石炭―鉄鋼業の独占的支配体系が生み出されていくのである¹⁵⁾。では、こうした生産の集積と独占形成の過程において、ルール炭鉱業の生産機構―技術体系にはどうした推転が見出されるのであろうか。

- ① Jürgen Kuczynski, *Die Geschichte der Lage der Arbeiter in Deutschland*, Bd. I. 1. Teil 1789 bis 1870, 1954, S. 166, Bd. I. 2. Teil 1871 bis 1932, 1954, S. 22.
- ② Kurt Uhde, *Die Produktions-Beziehungen des deutschen und englischen Steinkohlen-Bergbaues*, 1907, S. 42.
- ③ Otto Hue, *Die Bergarbeiter*, Bd. II, 1913, S. 132.
- ④ Wilhelm Brepohl, *Industrievoile im Wandel von der agraren zur industriellen Daseinsform dargestellt am Ruhrgebiet*, 1957, S. 3.
- ⑤ Walther Dabritz, *Gründung und Anfänge der Disconto-Gesellschaft* Berlin, 1931, S. 33.
- ⑥ O. Hue, *a. a. O.*, S. 33.
- ⑦ 炭鉱機械化ならびに炭鉱業の産業革命についての分析視角を示すものとして、柳瀬徹也『我國中小炭鉱業の従属形態』頁三〇、正田誠一「筑豊炭鉱業における産業資本の形成」〔九州経済調査協会研究報告〕一八号）頁五―六、木下悦二「日本の石炭鉱業」頁一四参照。

(9) Oskar Stilleh u. Arthur Gerke, *Kohlenbergwerk*, 1906, S. 5.

(6) 大野英二、前掲書、頁一三以下参照。

(10) Heinrich Imbusch, *Arbeitsverhältnis und Arbeiterorganisationen im deutschen Bergbau*, 1908, SS. 26~31.

(11) Joh. Victor Bredt, *Die Polenfrage im Ruhrkohlengebiet*, 1909, S. 88. 41一八六〇年までを封鎖的特極的坑夫層の時代と規定した。

(12) J. V. Bredt, a. a. O., S. 87, M. Koch, a. a. O., S. 139 から構成。

(13) O. Stilleh u. A. Gerke, a. a. O., SS. 27~28.

(14) 大野英二、前掲書、頁一三五以下参照。

(15) 前掲書、頁六四~七五参照。(a)大炭鉱会社の規模を示す指標を掲げるならば、最大のゲルゼンキルヘン鉱業会社 (Gesellschaft der Bergwerks A. G.) は坑数二四、坑夫数二〇、二八八人、ヒムルニノ鉱業会社 (Bergwerks-Gesellschaft Hibernia) は坑数四、坑夫数二一、八五九人を擁した。(b) Lorenz Pieper, *Die Lage der Bergarbeiter im Ruhrrevier, Münchener Volkswirtschaftliche Studien* 58, 1903, S. 13。(c) なお、ルール炭鉱業の国内市場の構造を分析すれば、大混合企業の自己消費を除外して、ライン・ヴェストファーレン石炭シンジケートにより販売される石炭の用途別割合は一九〇三年に、鉄道一一・〇九%、汽船航行五・〇七%、工場二三・〇二%、鉱山六・八〇%、鉄鋼業三五・一九%、その他の金属工業一・五三%、ガス工場三・六五%、家庭需要一三・六五%であり、石炭生産高の九〇%以上を占める国内市場において、鉄鋼業が最大の市場をなしている (Kl. Uhdde, a. a. O., S. 12)。

炭鉱機械化の第一段階の指標を炭鉱業の固定資本の最大部分が投下されている運搬の機械化に、その第二段階の指標を基本的作業工程たる採炭の機械化に求めて考察しよう。〔A〕運搬 堅坑の深度はヒベルニノ鉱業会社のばあい、その創立当初の一八五〇年代末業では二百メートル以下であったが、一九〇四年には、傘下一二炭坑のそれは最浅の二六五・五メートルから最深の八一五・六メートルの間に分布している。数百メートルの堅坑の深度は一般的で

あつて、干メートルをこえる深度が問題とされる段階となつていた。こうした堅坑の深度の増大にともない、捲上機・索道・換気装置・排水機等の強化が進展して固定資本は著しく増大して²⁾いた。次に坑道運搬を検討すれば、それは三つの發展段階、運搬夫による人力運搬の段階、馬匹運搬の段階および機械運搬の段階を示す。世紀の交では、坑道が格別に狭隘で曲折して³⁾いない限り、人力運搬は切羽にのみ認められる現象であつて運搬夫は排除されており、馬匹運搬が支配的であつた。一九〇四年七月に、ゲルゼンキルヘン鉱業会社の炭坑ラインIIエルベ(Rhein-Elbe)の採炭高八万トンのうち、六・六万トンは馬匹により、残余の一・四万トンが機械により運搬されていた。機械運搬は、イギリスにおいては一八四〇年代に綱索運搬が導入されていたが、ルールにおいては、運搬夫や馬方として使用されていた見習坑夫を原動力とする一八八九年の炭鉱ストライキの衝撃を契機として、一八九〇年代に広汎に導入され始めたのであり、馬匹運搬は綱索運搬により徐々に代替されて⁵⁾いた。こうした代替の必然性は、ベ⁶⁾ンジン機関車は当時、馬二〇頭の牽引力(馬一頭は炭車二輛以上牽引)に相当して⁷⁾いて、運搬経費はトン・キロ当り七〜一〇プフェニヒトであつたのに対して、馬匹運搬は二〇、人力運搬は五〇プフェニヒトであつたこと⁸⁾のうちに示される。〔B〕採炭 圧搾空気を動力とするコイル・カッターによる採炭機械化は一八六〇年代にイギリスが先鞭をつけたにも拘らず、その後の普及は停滞して、機械採炭の割合は採炭高のうち一九〇〇年に一・五%、一九一三年に八%を占めるにすぎなかつた。これに対して、一八八〇年代にコイル・カッターを導入したアメリカの機械採炭は急速に進展して、その割合は採炭高のうち一九〇〇年に二二%、一九一三年に五一%を占めるに⁹⁾いた。ルールにおいても一八七〇年代に採炭機械化の企図が認められたが容易に表現をみるに¹⁰⁾いたらなかつた。最初はイギリスやアメリカの炭鉱業に使用されていたコイル・カッターの導入が企図されたが、ルール炭層の自然的条件に適

合しなかったため、コール・カッターの国内試作が進行し、漸く一九世紀末葉にいたって採炭機械化が結実し始めた。一八九八年に炭坑ドルストフェルト (Dorsfeld) に輸転コール・カッターが導入され、手労働のばあい一交代・坑夫当り一・五〇〇一・七五トンの採炭に対して、二・二・五トン乃至三トンの採炭という成功を取めたが、なお一般的な普及をみなかった。⁹⁾ ヒベルニア鉱業会社傘下の炭坑のうちコール・カッターの最も普及している炭坑シャムロック (Shamrock) のばあい、機械採炭の割合は採炭高のうち一九〇二年に四・七%、一九〇三年に一四%を占めるにいたったが、¹⁰⁾ ルール炭鉱業を総体としてみるならば、一九〇七年においても採炭高の一%未満が機械採炭によるにすぎず、¹¹⁾ 鑿と鶴嘴を使用する手労働の採炭が支配的であった。このようにルールにおいて機械採炭への移行を阻害した要因は、ルール炭層の自然的条件よりもむしろ、『大不況』の圧迫のもとで、炭鉱経営者が機械採炭により採炭高の増大と価格下落を招来することを恐れ、¹²⁾ 低賃銀労働を利用しうる手労働の採炭を固執した点に求められるべきであろう。『大不況』から脱却したのち徐々に機械採炭の実現をみるにいたったが、低賃銀労働の支配的存在がそうした技術的進歩の障害物となっていたのである。¹³⁾ C) 掘進 掘進労働においては一八六〇年代以後に手動鑿岩機が一般的に普及していったとしても、これは何ら掘進機械化を意味しなかった。一八八〇年代にいたり、圧搾空気または電気を動力とする動力鑿岩機が登場し、さしあたっては高価であったため急速な普及をみなかったが、世紀の交にはすべての炭坑が動力鑿岩機を使用していた。こうした掘進機械化と並行して発破技術も改良され、まずニトログリセリンが、ついでダイナマイトが利用されるにいたった。¹⁴⁾ D) 坑外 まず選鉱についてみれば、一八七〇年代までは石炭は搬出されたままの状態であつたが、製鉄所が灰分の少いコークスを要求したため、また石炭を炭質等級別に選別した方が価格政策上有利であつたため、機械運転による選鉱および洗鉱が実施さ

第4表 ルール炭鉱業における蒸気機関

年次	炭坑数	蒸気機関数		馬力数	
		総数	炭坑当り	総数	炭坑当り
1857	189	142	0.75	9 845	52.1
1860	281	361	1.28	30 777	109.5
1870	220	746	3.39	61 778	280.8
1880	202	2 070	10.25	146 910	727.3
1890	180	3 215	17.86	228 432	1 269.1
1900	172	5 297	30.80	576 359	3 002.1
1905	169	6 129	36.27	787 505	4 624.3
1906	168	6 171	36.73	824 291	4 906.5

れるにいたった。次に、コークス製造についてみれば、そのためには、瀝青炭のみ使用されるため、コークス製造炉の設備は採掘される炭層の深度ならびに品質と関連していた。¹⁵⁾ ルールのコークス生産高は一八五〇年の七万トンから一八八〇年の二二八万トン、一九〇〇年の九六四万トンへと飛躍的に増大している。¹⁶⁾

右の分析により、ルール炭鉱業は世紀の交に炭鉱機械化の第一段階から第二段階への移行過程にあったことが明らかになった。さいごに、炭鉱機械化の進展を支配的な動力であった蒸気機関の数および馬力数によって総括的に表出すれば第4表¹⁷⁾のようになる。

(1) Oskar Stilleh, *Stemkohlenindustrie*, 1906, S. 27.

(2) 堅坑の深度の増大にともない温度が上昇して坑夫の労働条件を悪化させた。

地下温度は深度二〇〇メートルで摂氏一五度、以下二八メートル毎に一度上昇

ル、四〇〇メートルで二二度、六〇〇メートルで二九度、八〇〇メートルで三十六度となる (Vgl. L. Pieper a. a. O., S. 122)。

(3) O. Stilleh, a. a. O., SS. 32~33. (4) *ibid.*, S. 180. (5) J. V. Bredt, a. a. O., S. 110.

(6) O. Stilleh, a. a. O., 180. (7) L. Pieper, a. a. O., S. 150.

(8) リリー『人類と機械の歴史』小林秋男・伊藤新一訳、頁一四五。

(9) Ewald Oberschur, *Die Heranziehung und Sesselformung von Bergarbeitern im Ruhrkohlenbecken*, 1910, S. 27.

(10) O. Stilleh, a. a. O., S. 71. (11) E. Oberschur, a. a. O., S. 26. (12) J. V. Bredt, a. a. O., SS. 124~125.

(13) O. Stilleh, a. a. O., S. 68. (14) J. V. Bredt, a. a. O., SS. 103~104. (15) Vgl. O. Stilleh, a. a. O., SS. 47~62,

二 ルール炭鉱労働力の構成と東エルズ

ルール炭鉱業は南部のルール流域地帯からエムシエル地帯へ、さらにヴェストフリンクハウゼン地帯へと北部に向つて發展し、坑夫数は第3表の示すように一九世紀中葉以降急速に増大した。この發展にともない、炭鉱労働力は、ルール流域地帯やエムシエル地帯の地元農村からの供給では不足し、周辺農村とりわけヴェストフアーレンから、さらにヘッセンやオランダからも供給されるにいたつた。このように炭鉱労働力へ転化したものは農村手工業者・ケッター・ホイエルリンク・ターゲレーナー・農家次三男等であつて、当時の炭鉱労働力の支配的な存在形態は、炭鉱労働と並行して、家族成員とともに『コッテン』(Kotten)つまり通常一頭の牝牛や小家畜を有する二〜五アールの零細農業を經營して、野菜・肉類・ミルク等を自給しながら、そうした土地付家屋を所有する形態であつた。しかしながら、こうした旧型の坑夫層の坑夫総数に占める割合は、一八七三年に二六%へ、一八九三年には一〇・二四%へ減少している。このような炭鉱労働力の存在形態の推転をもたらした第一の要因は、一八五〇年代に急速に進展した特權的な旧型の坑夫層の分解、『束縛された』労働者に対する『自由な』労働者の増大にある。この過程は旧型の坑夫層をながく滞留させていた南部から北部へのルール炭鉱業の基軸の移動とあいまつて進展していた。第二の要因は、一八七〇年代以後に急激に増加した東エルベ諸州ならびに外国からの移動労働力の流入にあつた。以下、この点をたちいつて考察してみよう。

東エルベ諸州のユンカー経営の農業労働者の都市や工業地帯への移住は一八四〇年代以降に顯著となり、メクレ

第5表 ルール炭鉱労働力の出身地別構成
(1893・12・16現在)

ヴェストファーレン	67 242人	42.46%
ライオン	31 997	20.20
ヘッセン＝ナッサウ	8 418	5.31
ハンノヴァー	2 480	1.57
ザクセン	1 421	0.90
バイエルン	508	0.32
リッペ	437	0.28
ヘッセン大公国	394	0.25
ヴァルデック	333	0.21
ザクセン＝ワイマール	263	0.17
小計	113 493	71.67
東＝西プロイセン	20 096	12.69
ポーゼン	9 839	6.21
シュレージエン	9 453	5.97
ポムメルン	299	0.19
ブランデンブルク	279	0.18
小計	39 966	25.24
その他のドイツ	616	0.38
オーストリー＝ハンガリー	1 902	1.21
ロシア	125	0.08
オランダ	1 334	0.84
イタリー	728	0.46
ベルギー	69	0.04
スイス	52	0.03
スエーデン	27	0.02
フランス	22	0.01
イギリス	20	0.01
その他の外国	14	0.01
合計	158 368	100.00

ルール炭鉱労働力の存在形態

第八十二卷 一六六 第三号 一一二

た、といわれているほどであった。一九世紀中葉、ユンカー経営の農業労働者のうちで、『自由な』労働者(ホイスラー・アインリーガー)の数は『契約に束縛された』労働者(インストロイテ・ゲジンデ)の数を著しく凌駕し、またアインリーガーの数はホイスラーの数をはるかに凌駕しており、こうしたアインリーガーやホイスラーのみでなく、ゲジンデやインストロイテもまた、移動労働力として流出した⁴⁾。ところで、移動労働力のルール炭鉱地帯への流入について検討すれば、一八六一年一月三日の人口調査では、ルール炭鉱地帯における東エルベ出身の坑夫数は、一六人にすぎなかったが、一八九〇年二月一日の人口調査ではポーランド語を母国語とする坑夫数は一七、九一

ンブルクやポムメルンから東エルベ全体へ波及し、とりわけ一八七〇年代にいたり農業労働者は大群集をなして工業に向つ

第6表 ルール炭鉱労働力と東エルベ

年次	坑夫総数	東エルベ出身坑夫数	%
1893	158 306	39 388	24.88
1897	184 589	—	—
1900	204 298	69 698	34.11
1902	248 233	77 675	31.29
1904	272 323	87 967	32.30
1905	281 599	94 873	33.69

第7表 東エルベ出身坑夫数の出身州別構成

年次	Posen		Oberschlesien		Ostpreußen		Westpreußen	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1893	9 839	25.0%	9 453	24.0%	20 096	51.0%	—	—
1898	18 004	35.6	5 087	10.1	20 839	41.2	6 642	13.1%
1901	28 690	35.9	6 445	8.1	33 895	42.5	10 791	13.5
1902	28 996	37.3	5 741	7.4	35 149	45.3	7 789	10.0
1905	35 988	37.9	6 918	7.3	41 137	43.4	10 830	11.4

九人に及び、一八九三年二月一六日の人口調査では東エルベ出身の坑夫数は三九、三八八人、そのうちポーランド語を母国語とする坑夫数は一七、九一九人と急激に増加している。第5表⁷⁾により、一八九三年には東エルベ出身の坑夫が移動労働力の圧倒的多数を占め、ヴェストファーレンやラインの地元坑夫につぐ役割を演ずるにいたったことが明らかになる。その後、第6表⁸⁾の示すように、東エルベ出身の坑夫数はますます増加してルール炭鉱労働力の基幹部分をなすにいたった。第7表⁹⁾は東エルベ出身坑夫数の出身州別構成を示すものであるが、東プロイセンおよびポゼンが最大の割合を占めており、州内に大炭鉱地帯を有するオーベル・シレジーエンからも相当数の移動労働力の流入が認められることは、ルール炭鉱地帯とオーベル・シレジーエン炭鉱地帯との労働条件の相違を表現するものとして注目し値する。では、流入した東エルベ出身坑夫はルール炭鉱地帯内部ではどのように分布しているのであらうか。さきに指摘したようにルール炭鉱業は南部から北部へ移動し、北部に構築された資本主義的大企業において急

第8表 東エルベ出身坑夫の分布
(1899・12・31現在)

鉱山警察管区	坑夫総数	東エルベ出身	%
Gelsenkirchen	15 514	8 909	57.43
Recklinghausen	20 863	10 060	48.22
Herne	14 514	7 452	51.34
Watterscheid	13 094	5 626	42.97
West-Essen	16 491	6 681	40.51
Ost-Essen	12 598	5 408	42.93
Süd-Bochum	10 442	3 354	32.12
Nord-Bochum	11 125	3 507	31.52
West-Dortmund	14 190	4 245	29.92
Ost-Dortmund	14 176	3 296	23.25
Witten	10 366	2 182	21.05
Süd-Essen	7 925	1 633	20.61
Oberhausen	18 059	3 780	20.93
Süd-Dortmund	12 690	1 859	14.65
Hattingen	9 831	1 265	12.87
Werden	2 420	122	5.04

激な労働力吸引が認められたのであるから、第8表の示すように、北部のゲルゼンキルヘン・レックリングハウゼン・ヘルネ等の管区は東エルベ出身坑夫数の割合が最大であり、南方の管区ほど漸減して、最南部のヴェルデンやハッティンゲンのルール流域地帯においては最小となり、ここには専ら地元坑夫に依存する零細炭鉱経営が存続していた。

こうした東エルベ諸州からの移動労働力は、離村後に周辺都市やザクセンを渡り歩いたのち、知人や縁故の勧誘により、あるいは炭鉱会社から労働力調達を請負う仲介業者や炭鉱会社の募集事務所¹¹⁾の媒介により、ルール炭鉱地帯へ流入したのであるが、移動労働力には二つの類型が認められる。第一類型は出稼型移動労働力であり、これは主として、三〜四モルゲン程度の土地付家屋を所有するホイストラ¹²⁾あるいはアイゲンケートナー¹³⁾が農業経営を家族に委ねて数カ月乃至数年間出稼して、賃銀節約により家計補充や農地買足を意図する帰郷的離村のばあいである。第二類型は定着型移動労働力であり、アインリーガーやゲジンデの所有なき農業労働者がルール炭鉱地帯へ流入したものであって、これはたえず流動しながらも徐々に定着していくばあいである。たとえば、移動労働力のうち最大の割合を占める東プロイセンについてみるならば、ユンカー経営の『自由な』労働者に年間

を通じて就業しうる可能性はなく、とりわけマズーレンヤリタウエンに著しい移動労働力の流出が認められた。農業労働者は一〇月から五月までの冬期数カ月間出稼して、夏期労働開始のころに帰郷するのが普通であり、こうした移動労働者は大てい最優良かつ最屈強の労働者であつて、そのうち最大の役割を演じたのはアイゲンケートナーであつた¹⁴⁾（第一類型）。これに対して、所有なき労働者や独身青年は完全に離村するばあひが多く、マズーレンでは往々にしてアイゲンケートナーが農地を売却して西部へ移住するばあひも認められた¹⁶⁾（第二類型）。ところで、ルー炭鉱地帯へ流入した移動労働力は、炭鉱地帯内部でも各炭坑の間を移動して不断の流動のうちにあつたが、とくに注目すべき点は、移動労働力のルールと東エルベとの間の流れも不断の流動のうちにあつて、景気が上昇すれば流入し、景気が下降すれば逆流して、東エルベは西ドイツ独占資本の産業予備軍の貯水池となつていたことである。移動労働力の大量供給により、一面では、東エルベの農業労働力の不足は鋭化し、とりわけユンカー経営のインストロイテやデプタントの『契約に束縛された』労働者のシャルヴェルカーの提供はますます困難となつたが、他面では、西ドイツの賃銀水準は圧下され、これは資本構成高度化に対する阻止要因として作用した。まさしくルール炭鉱労働力の存在形態もまたこうしたドイツ資本主義の再生産構造の特質により規定されていたのである。

- (1) M. Koch, *a. a. O.*, S. 13. (2) O. Hue, *a. a. O.*, SS. 133~134. (3) M. Koch, *a. a. O.*, S. 16.
 (4) Peter Quante, *Die Flucht aus der Landwirtschaft*, 1933, S. 16.
 (5) ホルン『独逸農業史』山岡亮一訳、頁四〇九。
 (6) L. Pieper, *a. a. O.*, S. 17. (7) J. V. Bredt, *a. a. O.*, S. 13. (8) M. Koch, *a. a. O.*, S. 20.
 (9) *ibid.*, S. 21. (10) L. Pieper, *a. a. O.*, 20. (11) J. V. Bredt, *a. a. O.*, S. 44.
 (12) J. V. Bredt, *a. a. O.*, SS. 42~44, M. Koch, *a. a. O.*, S. 23.

(13) 東エルベにおける農地購入の機会についてみれば、東プロイセンのばあい、リタウエンでは農地購入の機会はずねにあったが、借地の機会はほとんどなく、マズーレンでは同様に借地の機会は例外的にのみあるが、農地購入の機会はしばしばあって、農業労働者に土地獲得の志向が認められた。ケーニヒグスベルクでは農地購入の機会はいたるところにあつたが、農業労働者に農地購入の志向がなく、アイゲンケートナーの現状維持を困難でもたとらわれてゐる (Max Weber, *Die Verhältnisse der Landarbeiter im ostelbischen Deutschland, Schriften der Vereins für Sozialpolitik* 55, 1892, SS. 193~194)。ポーランド人のばあひ、一九〇四年の移住法のための条令により農地購入の可能性が失われたため、ルール炭鉱地帯に定着するものが増加した (Vgl. J. V. Bredt, *a. a. O.*, SS. 76~77)。

(14) M. Weber, *a. a. O.*, S. 115.

(15) *Ibid.*, S. 115. 二〇世紀初頭の東プロイセンのばあひ、一般に西部へ流出した移動労働力のうち七五%は完全に離村したといわれる。しかも、成長した子供をもつ若い屈強の家族や、ケジンドであるいはシャルヴェルカーの役割を果すはずの未婚の青少年男女が流出して、そうした移住の勇気を欠いた老年の農業労働者が後継者もなしにとり残されていたといふ。ことに、未婚の青少年男女は九〇%以上が完全に離村した (Arno Hoffmeister, *Die wirtschaftliche Lage der Landarbeiter in Ostpreußen*, 1908, SS. 13~16)。

(16) M. Weber, *a. a. O.*, S. 193.

(17) J. V. Bredt, *a. a. O.*, S. 47. A. Hoffmeister, *a. a. O.*, S. 7. こうしたルールと東エルベとの関係は労働組合の運動形態にさへ反映してゐる。たとえば、一九〇五年の炭鉱ストライキのさい、ポーランド人職業別組合は、ほとんど全組合員を東エルベに送還しており、労働組合金庫は五週間のストライキ継続期間中に、組合員一人当たりわずかに二・五マルクを支出したにすぎなかつた (J. V. Bredt, *a. a. O.*, SS. 48~49)。

(18) 二〇世紀初頭、東プロイセンのばあひ、農業経営規模別の労働力不足の割合は (i) 一三 ha まで、二・五%、(ii) 一四~二八 ha、二七%、(iii) 二八~一〇〇 ha、二二%、(iv) 一〇〇~一五〇 ha、一八%、(v) 一五〇~二〇〇 ha、一六%、(vi) 二〇〇~五〇〇 ha、一四%、(vii) 五〇〇~一、〇〇〇 ha、一二%、(viii) 一、〇〇〇 ha 以上、九%、となつてゐる。(i) は六〇~七〇%まで労働需要を家族成員が充足しており労働力不足は軽微であるが、(ii) と (iii) は未婚の青少年男女の雇傭労働に依存しており、ケジンド等の雇傭が

困難であるため(ii)の労働力不足は深刻である。(iii)は労働力不足解決のため、往々にして家族労働者を雇傭するための住居を建てていた。100ha以上の規模の農業経営は農地の約40%を占めているが、そのうちでは、(iv)の労働力不足が最も深刻である(A. Hoffmeister, *a. a. O.*, S. 18)。

(19) 東エルベ諸州に一般的な現象であったが、東プロイセンについてみれば、州の西部ではなおシャルヴエルクカーの提供が存続していることがしばしば認められるが、移動労働力の流出の最も多いマズーレンやリタウエンでは総じてはやはりシャルヴエルクカーの提供は認められないう(A. Hoffmeister, *a. a. O.*, 23)。²⁾ なお、東エルベ諸州からの移動労働力の流出と農民層の分解との内的関連を指摘する住谷一彦「初期ウェーバーの資本主義成立史論」立教経済学研究所第一巻第一号、頁一六三参照。
(20) M. Kooh, *a. a. O.*, S. 17, J. V. Bredt, *a. a. O.*, S. 99.

(21) この点については、山田盛太郎『日本資本主義分析』序言、頁二、松田智雄「近代の史的構造論」頁二九九、三二〇～三二一参照。なお、帝制ドイツのはらむ二つの相剋する社会構造を統一する経済的契機として、商品流通、銀行資本の媒介による東エルベのエンカーの剰余価値の西エルベ工業への投下ならびに、例外的ではあるが西エルベ工業の産業利潤の東エルベ土地所有への投下、労働力移動等が問題となるが、小論においてはさしこの一点にのみふれた。

三 ルール炭鉱労働力の労働条件

ルール炭鉱業における労働力編製の形態を検討すれば(第9表参照)、基本的作業工程を担当する採炭夫が最大の割合を占めている。しかも、採炭労働は鑿と鶴嘴を使用する単純労働であり、ここに炭鉱業が容易に移動労働力を大量に吸引しえた二要因がある。これとは対照的に、排水機・換気装置・汽罐等に配置される機械夫は複雑労働を要し、専ら地元坑夫の占めるところであった²⁾。さて、労働力陶冶の典型的階梯を検討すれば、石炭と磨石の識別訓練を受けたのち一七歳で坑内に入り、まず馬方として運搬労働に従事し、ついで制動機や捲上機にも配置される。

第9表 ヒベルニア鉱業会社の労働力編制の形態 (1905)

夫	6 753人	40.53%
炭夫	1 282	7.68
進夫	1 422	8.51
修夫	2 675	16.02
諸坑内	139	0.83
機夫	2 467	14.77
日役夫	446	2.67
製作場	166	0.99
選炭	13	0.08
左官	491	2.94
コーク製造	15	0.09
ス製造	57	0.34
煉瓦製造	13	0.08
ガス製造	761	4.56
技術—事務職員	16 702	100.00

力の基幹をなす採炭夫を中心として労働条件をたちいて考察してみよう。

(A) 労働日 世紀の交、一般に労働日は三交代、つまり午前六時—午後二時、午後交代（午後二時—午後一時）夜間交代（午後一時—午前六時）、から構成され、夜間交代は堅坑・運搬坑道の修繕労働や運搬坑道清掃・機械・汽罐手入等のために行われる建前となっていた。ところで、労働日の考察にさいしてまず問題となるのは、交代時間（Schichtzeit）と労働時間（Arbeitszeit）との乖離である。露天掘や横坑掘のばあいには両者は一致したが、揚水堅坑による深部炭層の開発がすすむにつれて、入坑に要する時間が交代時間に算入されなかつたため、両者は乖離して事実上の労働時間の延長となったのである。『自由な』労働契約が導入されて以来労働日は延長され、一八六〇年代には一〇時間労働日が一般的となっており、最初の炭鉱争議といわれる一八七二年のニッセン炭

その後、見習坑夫として切羽に配置され、同時に炭車を坑道運搬の連絡点まで押送する運搬夫の役割をも演じる。さいごに完全坑夫として採炭労働や掘進労働に従事する。採炭労働や掘進労働に耐ええなくなったものは修繕夫（「支柱夫」）へ配置される。移動労働力もまたこうした労働力陶冶の階梯をへるのが普通であるが、東エルベ諸州からの移動労働力の急激な増加にともない大部分が長期の訓練をへないで坑内労働に従事したのであって、これは移動労働力に高い災害率に反映している。炭鉱労働

鉱ストライキのさいに、坑夫は入_レ出坑をふくむ八時間交代を要求している。炭鉱機械化が進展するにともない固定資本が著しく増大し、炭鉱経営者は資本の銷却をはやめるため労働日の延長をおしすすめた。坑夫が堅坑から切羽に到達するまでの距離は往々にして優に往復二時間を要するほどになっていても、一交代時間は坑夫が切羽に到達してから切羽を離れるまでの時間とみなされていたため、一交代八時間が事実上の一〇時間の労働時間となった。一八八九年の炭鉱ストライキ後も一時的な改善をみただけであつて、労働時間は九時間以上に延長されており、かくして一九〇五年の炭鉱ストライキにさいしても繰返して、坑夫は一交代を入_レ出坑をふくめて八時間へ短縮することを要求したのである。

次に時間外労働 (Uberschicht) についてみよう。一八八九年の炭鉱ストライキ前 (一八八八年一月一日〜一八八九年四月一日)、多数の炭坑では、二〜四時間なかには六〜八時間も継続する時間外労働を週に二回乃至四回、他の炭坑では六回も実施していた。こうした時間外労働は正規の交代時間に直接継続して実施されたため、一交代が一六時間にさえ延長されたのである。ストライキ後、まもなく時間外労働が復活した。たとえば、一八九七年のウィッテン管区の鉱山監督報告は、坑夫数九、五五四人頭割り年間九〇時間の時間外労働が実施されたことを示しており、一九〇〇年のヴァッテンシャイド管区の鉱山監督報告によれば、三三四、二二七回の時間外労働が実施され、坑夫数一四、一九三人頭割り年間二二・八回、八時間交代の三七分間の平均延長となり、これを負担した坑内大工〇、八二六人を基準とすれば五〇分間の平均延長となつた。こうした時間外労働は、一面では、生計補充のためや病気または崩金による減収填補のために坑夫が自発的に実施するばあひもあつたが、他面では、炭鉱経営者が高景気の利用や労働力不足の解決のために間接的強制あるいは直接的強制により実施させたのである。一八八九年の炭

鉱ストライキにさいして、多数の炭坑では無届で時間外労働に協力しなかつた坑夫は索道運搬から除外され、若干の炭坑では坑夫に対して直接的強制手段さえ行使されていたことが明らかにされた。ストライキ後も同様であつて、とりわけ一八九五年以後の高景気のさいに時間外労働の強制が鋭化され、非協力の坑夫は出来高賃銀を切下げられたり、劣悪な労働場所へ配置替えられたり、罰金処分をうけたりした。¹¹⁾

このような時間外労働の対極をなすものは非番交代 (Feierschicht) であつて、時間外労働が自発的または強制的な労働日の延長であつたのに対して、非番交代は自発的または強制的な労働日の短縮であり、とりわけ一九〇〇—一年の恐慌のさいには炭鉱経営者は非番交代を強制している。¹²⁾ かくして、時間外労働と非番交代は炭鉱経営者の景気変動に対応する調整手段として利用されていたのである。

- (1) Fritz Wisner: *Das Wesen der Prämienlohnssysteme in dem niederrhein-westphälischen Bergbaubetriebe*, 1911, S. 28.
 (2) J. V. Bredt, *a. a. O.*, S. 92, 94. (3) O. Sillich, *a. a. O.*, S. 74. (4) O. Sillich u. A. Gerke, *a. a. O.*, S. 22.
 (5) Vgl. M. Koch, *a. a. O.*, S. 82. (6) H. Imbusch, *a. a. O.*, S. 238. (7) Vgl. O. Hue, *a. a. O.*, S. 160.
 (8) L. Pieper, *a. a. O.*, S. 38. (9) H. Imbusch, *a. a. O.*, S. 580. (10) L. Pieper, *a. a. O.*, SS. 48~50.
 (11) *ibid.*, SS. 51~52. (12) *ibid.*, S. 54.

[B] 賃銀 採炭夫と掘進夫は出来高賃銀により労働し、以前に請負運搬夫といわれていた運搬夫や往々にして修繕夫もまた出来高賃銀により労働した。これに対して、運搬夫・制動手・馬方・左官・大工・坑外労働者等は時間賃銀により労働した。¹⁾ 賃銀支払は、翌月始めに支払賃銀額の半ばまで内金払が認められ、残余が翌月末に支払われるという前期的形態をとっていた。しかも、次の諸項目の賃銀控除がなされていた。(1)一〇位以下のプフェニヒの切捨。(2)坑夫共済金庫やその他の金庫に対する法規上の納付金。(3)炭坑から交付された爆薬や坑内用ランプの平

均原価に相当する金額、炭坑から交付されてその保管や使用が坑夫自身の責任である坑夫用器具・ラムブ・道具の破損に対して平均原価に相当する補償金額。(4)炭坑から交付された住宅や土地利用の賃借料、法規の枠内で支給された燃料・給食・食料品の金額。(5)支給済の内金払金額。(6)坑夫の責任により生じた炭坑の損害の補償金額。(7)労働契約の違法解約に対する代償。(8)罰金。以上八項目のうち、(3)と(4)においてはトラック・システムの色彩が濃厚であり、平均原価等の概念も拡張解釈の余地を残しており、潜在的トラックの可能性をはらんでいる。²⁾

さて、(8)の罰金のうちにはいわゆる『ヌレン』(Nulien)がふくまれている。つまり、石炭荷下場へ到着した炭車が土石混合や入量不足のばあい、運炭長がその炭車を『0とする』つまり無効として、採炭夫の出来高賃銀の計算から除外したのである。³⁾この『ヌレン』は一八七〇年代にすでにひろく慣用されており、一八八九年と一九〇五年の炭鉱ストライキのさいの最も主要な争点の一つであった。坑夫数の急激な増加とその雑多な構成、かつて支配的であった家父長的労働関係の解体の進行等の事実を直視して、炭鉱経営者は労働力統轄の楨杆として罰金や『ヌレン』の実施を鋭化した。⁴⁾坑夫の攻撃の焦点は『ヌレン』にあり、罰金に対しては、危険な炭鉱労働における規律維持の必要上一応は承認する態度がとられていたが、罰金が過度に高額で頻繁であり、坑夫長によっても実施されて仲裁機関が欠けていること、罰金により形成される共済金庫の管理に坑夫が参加していないこと等に抗議がむけられていた。⁵⁾一般的傾向としては徐々に『ヌレン』に替って罰金が実施されていったが、併用されるばあいが多く(第10表⁶⁾、第11表⁷⁾参照)、一九〇五年の炭鉱ストライキ後に公布された一九〇五年七月一日の労働者保護条令により始めて、『ヌレン』の廃止と罰金の坑夫当月額五マルク以下への制限が規定された。⁸⁾

掘進夫の出来高賃銀は、堅坑・坑道・交叉坑道・制輪装置付自動運搬斜道等の施設を建設するために岩石を掘進

第10表 西ドルトムント管区の炭坑の採掘高に対する『ヌレン』の割合

炭 坑	1895	1896
Borussia	0.65%	0.94%
Dorstfeld I	1.15	1.14
Dorstfeld II	1.17	1.20
Ein	0.72	0.89
ver. Germania I	1.50	0.60
ver. Germania II	0.10	0.07
Hansa	1.80	1.16
Mont Cenis	0.44	0.66
Graf Schwerin	0.80	0.87
Westhausen	0.07	罰金ノミ
Zollern	1.32	0.34

第11表 東ドルトムント管区における罰金と『ヌレン』との割合

年次	罰 金	ヌレン	坑夫頭割り
1897	13 863M	36 301M	4.22M
1898	16 175	54 922	5.33

なく、請負業者の所有であった。請負業者は、坑内に地下厩舎を設置し、石炭トン・キロ当り一四〜一五ブフェニツヒの出来高賃銀、馬一頭当り八〇〜九〇マルクの月給、あるいは馬一頭・一交代当り四マルクの日給等の諸形態で馬匹運搬を担当したのである。¹⁰⁾

ところで、採炭夫や掘進夫の出来高賃銀は、坑夫長と切羽坑夫頭との交渉により決定されたのであって、ここに家父長的労働関係の直接の残存物が見出される。旧型の坑夫層の分解にともない、坑夫長は炭鉱経営者の利害代表となっており、切羽坑夫頭も切羽坑夫仲間が多数のばあいには坑夫長により指名されていたため、出来高賃銀の決定は重大な争点をばらむものとなっていた。¹¹⁾ この決定はもとより自然的条件により大幅に左右されたが、坑夫長の

第八十二卷 一七六 第三号 二二一
 したメートル数または立方メートル数を基準とした。しかし、こうした掘進作業は請負業者の入札によるばあいもしばしばあった。請負業者は、イタリ人等の外国人労働者を掘進労働の基幹として使用することが多く、また予期通りに進捗しなければ作業を停止して賃銀を支払わなかったため、坑夫は請負制度に対して非常な反感をいだいていた。⁹⁾ なお、請負制度は運搬労働のばあいにも認められる。つまり、坑道運搬のさいに使用された馬匹は炭鉱会社の所有では

第12表 ルール炭鉱業の坑夫の手取賃銀

年次	A		B		C		D	A~D平均	
	一交代	年取	一交代	年取	一交代	年取	一交代	一交代	年取
1888	2.96	936	2.34	763	2.37	797	1.01	2.69	863
1889	3.42	1 028	2.60	817	2.57	857	1.12	3.05	941
1890	3.98	1 183	2.93	920	2.82	937	1.23	3.49	1 067
1891	4.08	1 217	2.95	925	2.85	950	1.23	3.54	1 086
1892	3.87	1 120	2.69	805	2.76	898	1.18	3.28	976
1893	3.71	1 084	2.59	791	2.70	878	1.11	3.14	946
1894	3.73	1 102	2.61	805	2.72	889	1.12	3.16	961
1895	3.75	1 114	2.65	816	2.74	893	1.11	3.18	968
1896	3.90	1 203	2.72	862	2.81	934	1.13	3.29	1 035
1897	4.32	1 328	2.88	926	2.96	993	1.19	3.57	1 128
1898	4.55	1 387	3.00	964	3.04	1 022	1.20	3.74	1 175
1899	4.84	1 491	3.16	1 027	3.18	1 076	1.24	3.96	1 255
1900	5.16	1 592	3.36	1 096	3.32	1 125	1.28	4.18	1 332
1901	4.98	1 447	3.35	1 024	3.32	1 080		4.07	1 224
1902	4.57	1 314	3.22	955	3.25	1 047		3.82	1 131
1903	4.64	1 411	3.27	1 017	3.29	1 094		3.88	1 205
1904	4.78	1 415	3.34	1 006	3.35	1 116		3.98	1 208
1905	4.84	1 370	3.40	987	3.42	1 143		4.03	1 186
1906	5.29	1 664	3.64	1 156	3.61	1 255		4.37	1 402
1907	5.98	1 871	4.04	1 289	3.88	1 356		4.87	1 562
1908	5.86	1 766	4.08	1 255	3.91	1 334		4.82	1 494
1909	5.33		3.92		3.83			4.49	1 350
1910	5.37		3.98					4.54	1 382
1911	5.55		4.09					4.69	1 446
1912	6.02		4.31					5.03	1 586

*A=坑内夫(採炭夫、掘進夫、請負運搬夫等)、B=その他坑内夫(修繕夫、大工、左官、堅坑炭車操車夫、制動手、腐石充填夫等)、C=坑外夫(運搬夫、積込夫、選炭夫、製作場労働夫等)、D=16歳以下の少年労働者(坑夫総数の3~4%を占める)。*ルール炭鉱業には婦人労働者はほとんど存在しない。***傍線を付した年次は恐慌年次を示す。

個人的感情が多分に影響したため、『炭山と坑夫長が坑夫をつくる』(Der Kohberg und der Steiger macht den Bergmann)と

いふならわされていた¹²⁾。こうして前期的労働関係の打破のために、一八八九年に、一九〇五年の炭鉱ストライキにさいして、坑夫によつて労働者委員会の導入が要求されたのである。さらに、採炭夫や掘進夫の労働強化のために

出来高賃銀に割増金が追加されていただけではなく、坑夫長の監督労働の強化のため、採炭高の増進・生産費の軽減・坑夫の平均能率の増進等を実現した坑夫長の月給に割増金が追加されており、¹³⁾重畳した能率給体系が賃銀体系の基軸をなしていたのである。

さいごに、各階層の坑夫の手取賃銀（上述の八項目の賃銀控除分を差引いた賃銀）を総括的に表出する第12表¹⁴⁾を検討すれば、恐慌（一八九〇、一九〇〇、一九〇七、不況（一八九一—一九四、一九〇一—一九〇三、一九〇八—一九一〇）、回復好況（一八九五—一九九、一九〇四—一九〇六）の交替にはほぼ照応する年収の変動を示しているが、一九世紀末葉とりわけ一八九五年以降に『大不況』から脱却してのち、賃銀は徐々に上昇する趨勢を示している。さて、ゲルゼンキルヘン市長は一八八九年以前で五人家族の生計費は年間最低一、〇六七マルクと算定しており、¹⁵⁾一八八九年のA階層の年収一、〇二八マルクは、坑夫の上層部分でさえ賃銀水準は労働力の再生産費を下廻る生存最低限以下にあったことを明示している。一八九七年にキリスト教労働組合長ブルースト（August Bruns）は六人家族のかんりの生計に必要な最低賃銀を年間一、五三六マルクと算定している。A階層のみは一九〇〇年および一九〇六年以降にそれを上廻っているが、そのばあい労働強度の増大や物価騰貴が考慮されるべきであろう。なお、社会民主党通信（Sozialdemokratische Partei-Correspondenz）は一九〇五年に大都市における四人家族の支出を必要とする平均的な生計費を年間一、一四二・九六マルクと算定しており、¹⁷⁾この基準によれば、ルール炭鉱地帯の割高な物価を考慮しても、A階層のみは世紀の交以降それを上廻る年収をえている。かくして、この意味において坑夫の上層部分をなすA階層（『本来の鉱山労働者』に労働者貴族層の成立を認めるとしても、¹⁸⁾その実体と基盤の薄弱性は右の分析により明白である。

(7) L. Pieper, a. a. O., S. 62.

(8) *ibid.*, S. 60. なお、ヒンテンハスは前掲(Z. f. G. IV Jahrgang 1956 Heft 2, S. 340)の「一八八九年の炭鉱ストライキについて論じたノーバー(James Keir Hardie)宛の書簡」を「ブルック・シモンが協同組合店の名のもとに偽装されてひそくゆきわたらせたこと」を指摘している。

(9) イギリスでは搬出された石炭が秤量をれてトン当りで出来高賃金が支払われていたが、ドイツでは五〇〇〜五五〇キログラムの容量の炭車当りで支払われていた。各採炭夫は石炭荷下場にある黒板の特定番号により代表されていて、その採炭夫が積載して坑外へ搬出された炭車にも同一番号が付けられており、運炭長は黒板に各採炭夫番号について白墨線を引いて有効とするが、あるいはのど記して無効としたのである(L. Pieper, *a. a. O.*, SS. 92~93)。

(10) Vgl. D. Fricke, *a. a. O.*, SS. 21~22. (9) L. Pieper, *a. a. O.*, S. 101. (9) *ibid.*, SS. 98~99.

(11) *ibid.*, SS. 101~102. (9) O. Stilleh. u. A. Gerke, *a. a. O.*, SS. 32~33. O. Hue, *a. a. O.*, SS. 503~604.

(12) L. Pieper, *a. a. O.*, SS. 62~63. (10) O. Stilleh. *a. a. O.*, S. 180. (11) L. Pieper, *a. a. O.*, S. 24, 67.

(13) *ibid.*, S. 67. (12) F. Wiehner, *a. a. O.*, S. 41 ff.

(14) L. Pieper, *a. a. O.*, S. 72; M. Koch, *a. a. O.*, SS. 149~150. なる構成。

(15) M. Koch, *a. a. O.*, S. 17. (14) L. Pieper, *a. a. O.*, S. 239. (15) D. Fricke, *a. a. O.*, S. 19.

(16) Jürgen Kuczynski, *Die Entwertung der Lage der Arbeiterschaft in Europa und Amerika 1870-1933*, 1934, S. 31. なお、大野英二「改良主義の窮乏化理論」(『資本主義と貧困』頁三三参照)。

補註 1 住宅 世紀の交、坑夫総数の一七％は自宅、二一・一％は炭鉱会社の社宅、六一・九％は私的貸間・貸家に居住していた。ここでは社宅についてのみ検討しておく。これは、不断に流動する移動労働力を定着させるために建設されたものであつて、その七一・二％は集団住宅(Kolonien)の形式をとっており、八六・三％は菜園地を、二五％は小前庭を、九六％は豚や牝山羊用の家畜小屋を有していた。こうした社宅は同時に労働力統轄の一手段となつてゐた。そこに居住する坑夫は、個人的自由や組織活動を著しく制限され、劣悪な労働条件や待遇を甘受し、時間外労働や日曜日労働にひき入れられることも多く、帝国議会選挙等の公民権の行使に干渉をうけることも稀ではなく、新聞購読の監視さえうけた。とりわけ、封鎖的な集団住宅は移動労働力を隔離する役割を果している。炭鉱労働力の労働条件もこうした住宅問題と相関的に把握されねばならない。な

お、住宅問題や炭鉱災害については他の機会に分析する (Vgl. L. Pieper, a. a. O., SS. 198~219)。

補註Ⅱ 一八八九年の炭鉱ストライキのさいの坑夫の要求 (1) 一〇~二〇%の賃銀引上。出来高賃銀の月の上旬乃至中旬の確定。(2) 入―出坑をふくめて一交代を八時間(ルールとザール)ならびに九時間と一〇時間(ザクセンとオーベル・シュレージエン)へ短縮。(3) 懲罰制度。炭車の「ヌレン」の恣意的実施の中止。坑夫長の随意の懲罰の中止。罰金を労働者共同管理下の共済金庫へ納入。(4) 木材運搬・軌条運搬等の副次的労働にも賃銀支払。(5) 時間外労働は緊急時にのみ坑夫の同意をえて実施。(6) 炭車は等量の容量をもち検査されること。(7) 坑夫用器具・油・火薬の原価での交付。(8) 燃料炭の廉価な支給。(9) 不評の労働者やストライキ参加労働者の処分中止。慣用のブラック・リストの作成反対。(10) 労資仲裁のため各炭坑に坑夫選出の労働者委員会設置 (L. Pieper, a. a. O., SS. 178~179)。

補註Ⅲ 一九〇五年の炭鉱ストライキのさいの坑夫の要求 (1) 入―出坑をふくめて八時間の交代時間。撰氏二八度以上の湿熱場所では六時間の交代時間。(2) 日曜日労働や時間外労働は、人命救助のためにのみ、異常の経営攪乱や堅坑修理のさいに許す。(3) 炭車の「ヌレン」の即時廃止。土石混合するばあいも炭車積載の石炭に賃銀支払。あるいは、石炭の賃銀支払をイギリスにおけるように重量により行う。炭車の検査。炭車の容量の明示。(4) 毎年の秘密選挙により坑夫から炭車管理係ならびに検査長を選出。(5) 最低賃銀の確定。(a) 出来高賃銀の坑夫・見習坑夫五M、(b) 時間賃銀の坑夫・見習坑夫四・五M、(c) 制動手三M、(d) 馬方三M、(e) 運搬夫三・八〇M、(f) 成年日役三・八〇M、(g) 左官五M、(h) 少年日役一・五〇M、(i) コークス製造夫・均し夫四・五〇M、(j) コークス製造夫・積込夫五M、(k) コークス製造夫・装入夫三・八〇M、の最低賃銀。(1) 賃銀支払を月三回とし、当該月末に第一回、一〇日後に第二回、おそくとも翌月二〇日に第三回の賃銀支払。(6) 労働者委員会を設置して、苦情・弊害を処理し、賃銀格差を規制し、共済金庫を共同管理する。(7) 二年毎に秘密選挙により坑夫から選出され、炭坑所有者または國家から支払われる炭坑管理人の導入。被選挙人は最低一年間坑夫であったもので三〇歳以上。(8) 坑夫共済組合制度の改革。(9) すべての既婚者・廃疾者・未亡人・扶養家族ある独身者に原価で良質の石炭の現物給与(最低毎月一炭車)。(10) 頻繁かつ苛酷な懲罰の廃止。(11) 炭鉱集団住宅の賃貸契約において解約告知を(二週間前のかわりに)一カ月前とする。(12) 人間らしく取扱うこと。労働者を虐待したり侮辱したりする職員を懲罰または解雇。(13) 労働運動のために処分・賃銀割引・懲罰を行わないこと。ことに現在のストライキのための炭鉱集団住宅の居住者の解約告知や追立を行わないこと。(14) 労働者組織の承認(H. Imbusch,

あとがき

世紀の交のルール炭鉱労働力の存在形態は二つの面からの規定をうけていた。その第一はルール炭鉱業の生産力段階である。つまり、基本的作業工程たる採炭労働においてはなお鑿と鶴嘴を使用する手労働が支配的であり、採炭機械化は漸く端緒についたばかりであつて、いわば炭鉱機械化の第一段階から第二段階への移行過程にあつたことである。その第二はルール炭鉱労働力の構成において東エルベ諸州からの移動労働力が決定的役割を果たしたことである。これは問題をルール炭鉱地帯に局限しないで、ドイツ資本主義の再生産構造にまで拡げて、全機構的に把握することが必要であることを明らかにしている。ルール炭鉱業における産業革命のさなかから生み出された新型の坑夫層はまさしくこうした二面から制約された性格を有していたのである。新型の坑夫層の形成にともなつて、とりわけ一八八九年の炭鉱ストライキを契機として、炭鉱労働者の組織は急速に進展し、一九〇五年の炭鉱ストライキの前夜には、社会民主党系の旧組合 (Alter Verband) は約八・一万人、中央党系のキリスト教労働組合 (Christlicher Gewerkeverein) は約四・五万人、ポーランド人職業別組合 (Polnische Berufsvereingung) は約〇・五万人、ヒルシュフェルドゥンカー労働組合 (Hirsch-Dunckersche Gewerkeverein) は約〇・二万人を組織するにいたつたが、こうした炭鉱労働者の組織や運動の形態もまた右の点の理解を欠いては把握されえないであらう。

* 小論は昭和三三年度文部省科学研究交付金機関研究による研究成果の一部である。

——一九五八・七・二六・稿——